



## 東京税理士会日本橋支部会報

### 第 123 号

平成22年1月1日

#### 東京税理士会日本橋支部

〒103-0013 中央区日本橋人形町3-11-10

ホック人形町ビル

☎ 3662-3979

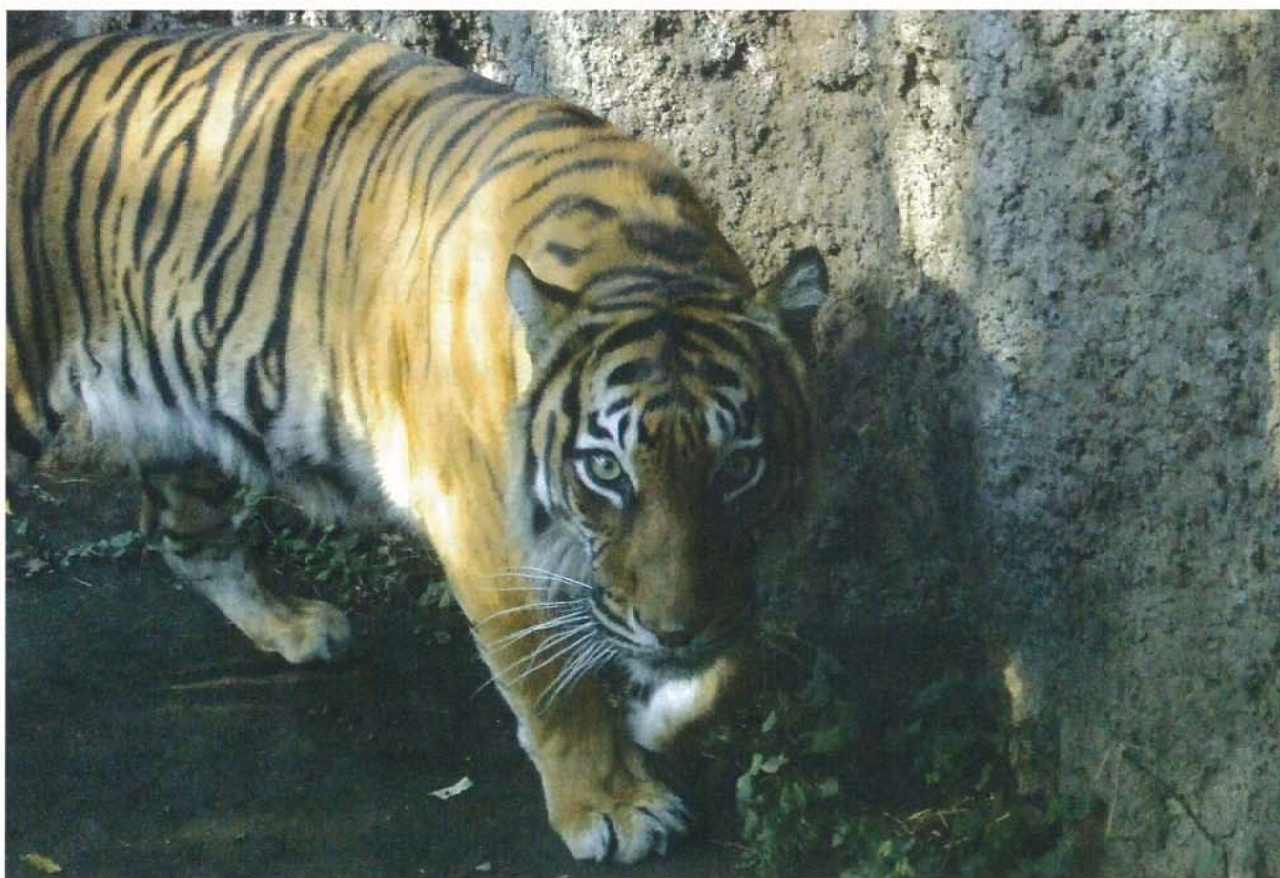
メールアドレス t-zei2hon@mvd.biglobe.ne.jp

ホームページURL <http://www1a.biglobe.ne.jp/tzei2hon/>

発行人 支部長 中島 美和

編集人 広報部長 高橋 美津子

印刷 (株) 税 経



## 謹 賀 新 年

本年もよろしくお願いたします

平成22年元旦

#### 東京税理士会 日本橋支部

支部長 中島 美和  
副支部長 藤山 清春  
副支部長 岡田 昇  
副支部長 浅見 達雄  
副支部長 木下 純一  
総務部長 佐々木則司  
研修部長 滝口 利子

広報部長 高橋美津子  
厚生部長 井上 眞一  
組織部長 青木 久直  
経理部長 中沢 勇  
綱紀監察部長 浅井 光政  
税務支援対策部長 瀬川 福美

#### 東京税理士会

理 事 若狭 茂雄  
理 事 坂下眞一郎  
理 事 福本 光男  
理 事 山本 勝  
理 事 本田 純二



## 新年のご挨拶



支部長 中島美和

新年明けましておめでとうございます。

平成22年の年頭にあたり支部会員の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年6月に2期目の支部長に就任し、3回目の支部長の年頭挨拶となりました。

日本橋支部は、昨年中に税理士会員数が850名を超え、東京税理士会で7番目のジャンボ支部になりましたが、支部会員の皆様のご理解とご協力及び支部長を支えていただいている役員の皆様のお陰をもちまして、支部運営も順調に推移しております。昨年の賀詞交歓会の挨拶でお話しさせていただきました、東京税理士会からの各支部への「支部交付金」問題も、当初、日本橋支部は大幅に削減されるのではないかと懸念がありましたが、第一ブロックの各支部（麹町、神田、京橋、芝、麻布、日本橋）の支部長の結束により、当支部では前年金額を維持するような結論が得られました。

本年は、昨年11月に日税連から公表されました「税理士法に関するプロジェクトチームによるタタキ台」を基に、税理士法改正への動きが加速すると思われます。東京会法対策委員会から支部法対策委員会へ意見聴取が求められておりますが、さらに、日税連・東京会では一般の会員からの意見募集も行っております。一人でも多くの会員の声を反映した税理士法になりますようご協力お願いいたします。

また、本年は役員選挙の年になります。従来ですと役員改選の年の4月に実施されておりました東京会並びに支部役員の選挙が、それぞれ任期満了する前年の12月10日までに行うこととなりました。現役員の任期は平成23年6月までですので、本年12月初旬に選挙が実施されます。適用初年度で、会員の皆様には戸惑いを感じられる可能性がありますので、念のため申し上げておきます。

次に、e-Tax利用推進についてお願いです。ご存知のとおり、国税庁では電子政府の構築の一環として、納税者の利便性向上と行政運営の効率化を

図るため、インターネットを利用してオンラインで申告・納税が行える「国税電子申告・納税システム（e-Tax）」を今後の税務手続の中心を担う手段と位置付け、その利便性の一層の向上と普及を図っているという状況です。東京税理士会は東京国税局管内の24団体とともに、昨年11月に「e-Tax利用推進宣言」を宣言致しました。日本橋支部の会員の皆様のe-Tax利用状況は、代理送信を含んだ数字で東京会48支部中下位に低迷しています。数字を上げることが目的ではありませんが、無償独占の崩壊にもつながる可能性がありますので、会員の皆様のご理解を頂いて、ご自身の申告・納税はもとより、クライアントの代理送信にも前向きに対処していただきますようお願いいたします。

年頭をお願いばかりになってしまいましたが、本年は「寅年」です。書物によりますと、『「寅」は「蟻」（いん：「動く」の意味）で、春が来て草木が生ずる状態を示しているとされる。後に、覚えやすくするために動物の虎が割り当てられた。』とあります。リーマンショック、ドバイショックと我が国経済とは関係のないような事情による経済不況と社会不安。我々のクライアントはもとより、税理士事務所にとっても先の読めない、暗い年末年始ではありますが、本年が「春が来て草木が生ずる」と言う「寅年」であることを信じて、視線を上げ胸を張って前進しましょう。

日本橋支部は、毎度申し上げますように、①研修会の充実による会員の自己研鑽のバックアップ、②広報誌「にほんばし」の充実による会員の相互理解の増進と情報提供、③厚生部各同好会の活発な活動による会員各位の健康増進・ストレス解消と会員相互のネットワークの拡張を三つの基本理念として運営してまいりました。本年も引き続き努力してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。会員の皆様の本年のご多幸を祈念しまして年頭のあいさつとさせていただきます。



## 年頭のごあいさつ



日本橋税務署長 姉崎正栄

新年あけましておめでとうございます。

平成22年の年頭に当たり、東京税理士会日本橋支部の皆様方に謹んで新年のお祝いを申し上げます。

中島支部長をはじめ、日本橋支部の役員並びに会員の皆様方には、常日頃から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

間もなく確定申告の時期となりますが、平成21年分の確定申告につきましても、円滑な実施に向けて署を挙げて全力で取り組んでいくこととしております。

日本橋支部におかれましては、無料申告相談をはじめ、パソコンによる確定申告センターへの派遣など多岐にわたりご支援・ご協力をいただくこととなっており大変心強く思っております。

さて、最近の税務行政は、定員増加が厳しく、申告件数が増加し、社会経済状況の変化に伴い調査・徴収事務が複雑・困難化しているという厳しい環境の中で行っていく必要があります。

このような中、私どもは、「適正・公平な税務行政の推進」と「納税環境の整備」という国民の負託に応えて、国民から信頼される税務行政を引き続き行っていくことが重要であります。

また、納税者利便の向上と事務の効率化を推進するため、「e-Taxの利用促進」、「内部事務の一元化」に取り組んでいるところであります。

特に、e-Taxの利用促進については、平成25年度までに利用率65%（法人税、消費税申告など先行手続きは、平成23年度まで70%）という目標の達成に向けて、全力で取り組んでいるところでありますが、日本橋署の利用割合の状況を見ますと、今後大幅な利用拡大を図っていくことが必要であります。

日本橋支部におかれましては、電子申告推進委員を設置されるなど、e-Taxの利用拡大に向けて、多大なご支援、ご協力をいただいているところで

ありますが、今後の更なる利用拡大を図っていくため、ご自身の申告はもとより、関与先へのe-Tax利用に向けた指導とともに、皆様方の代理送信を最大限に活用した利用促進につきまして、より一層のご理解とお力添えを賜りますよう、特にお願ひ申し上げます。

なお、本事務年度も事務所に個別にお邪魔して、e-Taxご利用のお願いや様々なご意見等を頂いているところでありますが、ご利用に当たってのサポートもできる限りさせていただきたいと考えておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

さらに、昨年7月より、「内部事務の一元化」を管理運営部門として実施しているところでありますが、円滑な定着に向けましてご理解の程よろしくお願いいたします。

ところで、今年は庚寅（かのえ・とら）の年です。「庚」は、更（あらたまる）という意味で、草木が堅い実を結んで、再出発しようとする状態を表し、「寅」は、蟠（うごく）の意味で、草木の芽が地上に顔を出し元気に活動する状態を表しているようです。

電子政府の構築に向けて、まさに、紙での申告から電子での申告・納税への大きな流れとして、e-Taxの大幅な利用拡大の一年となることを願っております。

今後とも適正な申告・納税を推進していくためには、「独立した公正な立場において、納税義務の適正な実現を図る」という公共的使命を担っておられる税理士の皆様のご協力が不可欠であります。東京税理士会日本橋支部の皆様には、本年もより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、新しい年、平成22年が東京税理士会日本橋支部の益々のご発展と会員の皆様の益々のご繁栄の年になりますよう、心から祈念いたしまして、年頭のあいさつとさせていただきます。

# 研究論文

## 地球温暖化対策税の創設と 排出量取引に係る税務上の 取扱いについて

山口 義夫



鳩山首相は2020年までに温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減すると国連気象変動サミットで表明した。現在、京都議定書（2012年まで）後の削減目標について国際的な議論が始まっている。民主党マニフェストによればガソリン税等の暫定税率の廃止による2.5兆円の減税のほか、キャップ&トレード（排出枠・取引）方式による実効ある国内排出量取引市場を創設する。地球温暖化対策税の導入は、特定の産業に過度に負担にならない制度設計を行うとある。

経済産業省・環境省は、国際競争力への悪影響を考慮した減免制度、排出量取引制度との関係を指摘しつつ、地球温暖化対策税として、全石化燃料に対する課税1兆円、ガソリンへの上乗せ課税1兆円の合計2兆円の税制改正（増税）を政府税制調査会に提案した。

### （一世帯当たりの年間税負担額の増減）

| 自動車の保有世帯 |         | 自動車の非保有世帯 |         |
|----------|---------|-----------|---------|
| 灯油       | + 575円  | 灯油        | + 575円  |
| LPG      | + 254円  | LPG       | + 254円  |
| 都市ガス     | + 451円  | 都市ガス      | + 451円  |
| 電力       | +2,880円 | 電力        | +2,880円 |
| ガソリン     | ▲3,891円 | ガソリン      | 0円      |
| 軽油       | + 100円  | 軽油        | 0円      |
| 合計       | + 369円  | 合計        | +4,160円 |

### （付記）

経済産業省の政府税制調査会への参考資料（環境省案）は、①国際比較（地球温暖化対策税導入後の燃料種ごとの実効税率）、②環境省の地球温暖化税案とEU最低税率指令との比較、③灯油課税の地域別格差、④自動車保有世帯と自動車非保有世帯の税負担格差があるが、上記の表は④である。

日本経済新聞（2009.9.12）によると、環境省は、国内企業が自主的に二酸化炭素の排出量を削減して過不足分を企業間で売買する「自主参加型排出権取引制度」で、排出権取引の平均価格がCO<sub>2</sub>、1

トン当たり1212円だったと、発表した。2006年度に始まった同制度で価格が公表されたのは初めて。企業に削減義務を課している欧州連合の排出権取引価格は1トン3000円程度で、削減義務のない日本の取引は割安だった。同制度は排出権取引に関するノウハウを蓄積するとともに排出削減を目指したもので、帝人や日立など31社が参加。各企業が省エネ設備の導入の補助金を受ける代わりに、CO<sub>2</sub>の削減目標を設ける。目標未達成の場合、補助金を返還するなど罰則がある。各企業が06年分の削減目標を設け、排出枠が余った企業が目標を達成できなかった企業に排出権を売った。同省が売買仲介した排出権は13件で、最高値は1トン当たり2500円、最安値900円だった。

環境庁及び産業経済省の大臣官房審議官（地球環境担当）からの「京都メカニズムを活用したクレジットの取引に係る税務上の取扱いについて」との照会に対し、国税庁課税部長（平成21年2月24日付け）の文書回答は、照会の事実関係を前提とした一般的な回答との留保付きで、貴見のとおりで差し支えないとしている。本稿では、その要旨を紹介することとした。

（注）この国際的な排出権取引の実態については経済小説であるが黒木亮「排出権商人」講談社（2009.11）が参考となる。

### （照会の趣旨）

気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書に基づく温室効果ガスの排出削減の取組に関して、政府や企業は国内での自助努力に加えて京都議定書に基づく京都メカニズムを活用して排出クレジットを購入することとしており、国際連合の同条約事務局による電子システム等のインフラの整備に伴い国別登録簿の運用が開始され、実際の取引が活発化しつつあります。

このような京都メカニズムを活用したクレジット

トに係る取引として、内国法人が他の者から当該クレジットを取得（購入）し、償却（自社使用）を目的として政府保有口座に移転又は内国法人等に売却（有償譲渡）する場合があります。これらの取引があった場合において、次に掲げる法人税及び消費税の取扱いにつき、それぞれ次のとおり解して差し支えないか、ご照会いたします。

### ▼ 法人税について

- 1 内国法人が、償却を目的としてクレジットを取得（購入）し、当該クレジットを我が国の国別登録簿における同法人の保有口座から政府保有口座に移転する場合、当該クレジットが政府保有口座に記録された日（当該クレジットの政府保有口座への移転が完了した日）を含む事業年度において、当該クレジットの価額に相当する金額を国等に対する寄付金として、損金の額に算入する。この場合における当該クレジットの価額に相当する金額とは時価をいい、当該クレジットが政府保有口座に記録された日に近い売買実例等を参考として適正に算定する。ただし、売買実例の把握が容易でないこと等により時価の算定が困難である場合には、当該内国法人の帳簿価額を当該クレジットの価額として取り扱う。

#### 【理由】

内国法人が、償却を目的としてクレジットを取得（購入）し、当該クレジットを我が国の国別登録簿における同法人の保有口座から政府保有口座に移転する場合には、基本的には、内国法人から政府への資産の贈与と認められる。

したがって、当該クレジットの政府に対する無償移転は、原則として、法人税法37条7項に規定する「金銭その他の資産又は経済的な利益の贈与又は無償の供与」に該当し、その相手方が我が国政府であることから、同法37条3項1号に規定する「国等に対する寄付金」として、その支出があったと認められる日、具体的には当該クレジットが政府保有口座に記録された日（当該クレジットの政府保有口座への移転が完了した日）を含む事業年度において損金算入する。この場合のクレジットの価額は、売買実例等を参考として適正に時価を算定する必要がある。このような場合であっても、クレジットの

政府に対する無償移転が国等に対する寄附金として損金算入されることを考えると、内国法人がこの無償移転を行うに当たって、売買実例の把握が容易でないこと等により時価の算定が困難である場合には、クレジットの帳簿価額をクレジットの価額とみて処理しても課税上の弊害は特段生じない。なお、内国法人が、仮に転売を目的としてクレジットを取得（購入）し、これを他の者に売却（有償譲渡）した場合には、その売却により生じた損益の額を、その確定した日を含む事業年度の損金又は益金に算入する。

### ▼ 消費税について

- 2 内国法人が他の内国法人にクレジットを有償譲渡した場合には、当該取引は消費税の課税の対象となる。一方、内国法人による他の内国法人からのクレジットの有償取得については課税仕入れに該当し、仕入税額控除の対象となる。

#### 【理由】

消費税法2条1項8号（資産の譲渡等）及び12号（課税仕入れ）に規定する「資産」とは、取引の対象となる一切の資産をいい、権利その他の無形資産が含まれ（消基通5-1-3）、クレジットは資産に該当する。

また、クレジットの譲渡が国内で行われたかどうかの判定は、その譲渡を行う者の事務所等の所在地で判定する（消令6①九）。

内国法人が他の内国法人にクレジットを有償譲渡した場合、当該取引は国内取引に該当して消費税の課税の対象となり、有償取得した場合には、国内における課税仕入れとして仕入税額控除の対象となる（消法30①）。なお、クレジットを取得した内国法人の消費税の課税売上割合が95%未満で、法30条2項1号の個別対応方式により仕入税額控除を行う場合には、①将来の自社使用を見込んで取得する場合は「課税資産の譲渡等」とその他の資産の譲渡に共通して要するもの」に、②第三者に転売する目的で取得する場合は「課税資産の譲渡等のみに要するもの」に、それぞれ区分される。

- 3 内国法人が外国法人にクレジットを有償譲渡する場合には、当該クレジットは消令6条1項5号に掲げる資産に準ずるものとして、同令17条2項

6号の規定により輸出免税が適用される。

**【理由】**

クレジットの譲渡が国内で行われたかどうかの判定は、その譲渡を行う者の当該譲渡に係る事務所等の所在地で判定する（消令6①九）。内国法人がクレジットを譲渡した場合には国内取引に該当する。

ところで、消費税法においては、特許権等の無体財産権を非居住者に譲渡した場合には、輸出免税の対象となる（消令17②六）。内国消費税については、生産地（輸出国）では課税せず、消費地（輸入国）において課税する「消費地課税主義」が原則である。特許権等の無体財産権を国外の非居住者に譲渡した場合、当該無体財産権の効用は国外で発揮され、国外の非居住者に税負担を負わせないように輸出免税が適用される。なお、輸出免税が適用されるためには、当該クレジットの譲渡を行った相手方との契約書その他の書類で、消規5条（輸出取引等の証明）1項4号に掲げる事項が記載されているものを、当該譲渡を行った日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間、事務所等の所在地に保存する必要がある（消法7②、規5①）。

- 4 内国法人が外国法人からクレジットを有償で取得する場合は国外取引となり、消費税の課税の対象とはならない。したがって、当該クレジットの取得について仕入税額控除することはできない。

**【理由】**

クレジットの譲渡が国内で行われたかどうかの判定は、その譲渡を行う者の当該譲渡に係る事務所等の所在地で判定する（消令6①九）ので、外国法人がクレジットを譲渡した場合には国外取引となる。

したがって、内国法人が外国法人からクレジットを有償で取得する場合は国外取引となり、消費税の課税の対象とならないため、当該内国法人においては、当該クレジットの取得について仕入税額控除することはできない。

**▼ 関係法令等**

- 1 企業会計基準委員会実務対応報告第15号「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」（平成16年11月30日、改正平成18年7月14日）
- 2 地球温暖化対策の推進に関する法律
- 3 京都議定書目標達成計画（平成20年3月28日全部改定）
- 4 最新の動向として、排出削減義務にどう対応するか、を取り上げた記事として「排出量取引の実務ポイント」旬刊経理情報2009年12月20日号（中央経済社）がある。

**（追記）**

本稿の地球温暖化対策税は政府で検討中であり、また、京都議定書（2012）後の各国の対応については、現在、コペンハーゲンにおける国際会議（COP15）開催中であり、今後、どのような取り決めがなされるか、明らかでない。

なお、平成22年4月施行の改正省エネ法では事業者（企業）単位で年間原油換算1,500KL以上のエネルギーを消費する特定事業者を規制の対象として、報告・指示・勧告・公表などのほか罰則を置いている。



## 年男・年女

## 新春随想



## 84歳までの出来事

井上 保



満84歳の寅年で、何か書けとの原稿依頼を受けたので、考えた末に3度ばかり生死を境にした出来事を書く事にした。

1回目は19歳の時、昭和20年3月24日山の手一帯が未明の大空襲にあい、焼け野原になった事。私は軍隊で許可を貰い、たまたま外泊で実家に泊まった時に遭遇した。夜中にけたたましいサイレンの音で目を覚まし、父親が用意していた穴に「店の金庫を入れろ」と言うので動かそうとしたが、重量があり動かず、とっさにテコの応用で長い棒を使って穴に放り込めたので、土をかぶせて外に出ようとした時、「ダン」とすごい音と共に焼夷弾が破裂し白い油脂の塊が飛び散り、それに火がついて道路上が火の海となった。

隣の家は直撃で火の手が上がり、それがもともと次々と類焼になり少々水では手の施しようがなかった。夢中に消火を行っていたため周りの状況がつかめず、完全に退路が閉ざされ逃げ場を失ったが、幸いに家の前に防火用水池と土蔵があり、(現在は茗荷谷駅で当時は前田の殿様の屋敷跡)熱風で立っておれなくなって用水池の中に飛び込み、首だけ出して夜が明けるのを待っていた。

実家の2階がヒラヒラ燃えて、あまりにもきれいなので何だろうと思い見とれていたが、それは昨晚物干し場に干した下着類であった。夜が明け、落

ち着いてから近所を歩いてみると昨日の焼夷弾が直撃して炭化してしまった人達、半焼きで死亡した人達があちらこちらに散りばり凄惨を極めていた。家の焼け跡に立って見回すと大塚駅の高台が見えた。(直線距離にして2キロ)

2回目は71歳の時、平成8年10月に旅行から帰路の途中で腹が痛くなり、ただただ我慢して帰宅し、トイレで血便が出た。2、3日経てば落ち着くと思っていたが一向に治らず、総合病院の外科で診察してもらい即日入院となった。2日後に腹を切り大腸にポリープが5,6個出来ておりそれが原因だった。「腸閉塞の状態であと1週間遅かったら死亡していた」と医師に言われた。家族に聞いた話だと、30センチほどの腸を切り取ったそうだ。

3回目は、80歳の時、平成18年3月に外出先の駅の階段を登り始めた時、何だか異変を感じたがその時は治まって忘れていたが、また4月初めに階段を登り始めようとした時、突然足が上がりなくなった。暫くその場所で「落ち着け」と自分に言い聞かせ、脂汗をかきながらやっとの思いで帰宅し、すぐに病院に直行した。検査の結果、太りすぎで心臓肥大による負担が足にかかったとの診断。心臓の手術が必要とのこと、幸いに家内の弟が懇意にしていた医師と出会い、豊橋の病院で心臓の弁の手術をした。

当時は153センチ、体重78キロだったが、退院後は50キロまで減り、尾骶骨が出て、正常な座り方や仰向けの状態だと痛くて、斜に座るか横向きに寝るしかできなかった。この時も医師に「もう1週間遅かったら合併症で死亡していたかも」と言われた。手術は成功したが強い麻酔を打ったせいか耳が全然聞こえなくなり、暫くの間筆談でのやりとりが続いた。今は補聴器で多少補えるようになった。

現在は日本橋の事務所に通う事も出来、時々ゴルフにいけるようになった。つくづく健康のありがたさが身に染みてきた。



## とら歳 7回目

渡部 至

明けて今年平成22年は私にとって7回目の歳男ということになります。私は大正15年、1926年の12月生まれですから84歳になるのはほぼ1年先となります。

新年にあたり1年の抱負とか展望とか申述べるころでしょうが、7回目の私はこれまでの忘れられない出来事を記させてもらおうと思います。

厚生労働省発表2008年の平均寿命によれば日本は男女とも過去最高、世界では女性1位86.05歳、男性はアイスランドに次いで2位の79.29歳（統計によっては4位）とあります。65年間戦争をしないですんだこと生活水準の向上、医療の進歩、国民皆保険制度などの結果でありましょう。84歳の私など、やっと平均寿命を超えたところです。

1950年の統計の初めには日本は58歳で世界最低であったのです。それは戦争によることはいまでもなく、戦地出征こそなかった私ですが終戦の年には何度も危険なめに会い死と隣り合わせの日々がありました。これまでもよく話してきましたが今こうしていられるのが不思議なくらいです。

それは戦争中の出来事ですから、想像がつかない方も多いかと思いますが、改めて書かせていただければ、第1は1945年（昭和20年・当時18歳）3月動員された名古屋の陸軍造兵工廠においていつもいるべき南工場がアメリカ軍の爆撃を受けたのですが、そのときまたま北工場にいて救われた。第2は、5月に名古屋空襲で叔父宅に寄宿していた私の周囲1m四方にアメリカ軍の焼夷弾が落下、直撃を受けていればそれまでであった。

第3は8月9日長崎への原子爆弾投下。長崎市内出動もあったのですが当日は、小山を挟んで20キロ離れた大村の練兵場にいたので放射能を浴びずに済んだ。そしてあの真青な閃光ときのご雲が立ち昇るのを見たのです。あの異様な光景は65年の時を経た今でも鮮明に脳裏に浮かびます。

原爆の惨事を始め、被爆工場にいた人、焼夷弾の直撃を受けた人を思うとひとりよごべないわけですが、その時々には自分が逃げるだけで周囲の

人がどうであったか頭がないのが不思議です。平時の交通事故などと違い戦時下における敵国の襲撃は避けようとして避けられるものではない。運命が偶然か以上3度にわたる幸運に助けられ後の65年を生き延びることになりました。常に有難く思っている。

さて、終戦を迎え商業学校出の私は名古屋では人が熱田さんと呼んで崇めている熱田神宮が管轄下にある熱田税務署に勤務、その後母校の先生の会計事務所勤務など2、3の経歴の後、東京に呼ばれ自然の成り行きのように税理士を目指し、29年に27歳で日本橋支部に登録して現在に及ぶこととなります。

以来50年日本橋支部に席をおき近年ではなにかとお世話になることも多いのですが、日本橋支部では支部対抗野球において2回の優勝をはじめ、その他のスポーツクラブ、歌舞音曲部など多彩で和気藹々の楽しい活動があります。

この支部において私は皆さんに支えられ日本橋支部長を平成元年6月から平成5年6月まで4年間務めさせていただいたことをいま誇りに思っているところです。苦労もありましたが、とてもよい経験でした。

そして支部長退任に際しては、慰労の会をロイヤルパークホテルで催していただきました。現支部長の中島美和さん、前支部長の井上保さん、増田昌弘さん、神作亨さん、河原邦文さん、日ごろ交流のある支部会員の方をはじめ、大勢の方々が参加してくださいました。

その会の席上いい気持ちでワイフの制止も聞かず、私が昔の小学唱歌（ウサギ追いしかの山…）などハーモニカを吹き女性の税理士の皆さんがコーラスで盛り上げてくれました。すると出席してくれていた吉田敏幸先生（税理士、公認会計士、浅草支部副支部長 故人）が腕を振り指揮のポーズをとって、江戸っ子よろしく気さくに会を盛り上げてくれたのです。そのときの敏幸さんの笑顔が目当たりに見えてきます。

ちなみに吉田先生は著書「ドンと来い税務署」（ベストセラー社刊）を昭和48年に40万部ヒットさせ、「質問検索権の歴史」を著した先輩でした。また東京に出てきてきたときの最初の仲間でした。

古いことですがお陰で無事支部長職を終了したことを回想し、改めて役員ご一同のお陰と感謝し

敬意を表する次第です。

日本橋支部は人材豊富で前途有望な会員の皆さんによって益々の発展することでしょう。

私も84歳になっても現役の気持ちを持ち続け、周囲へのご迷惑は省みず、生来の楽天性で自分を信じてがんばります。

高橋美津子広報部長のご指名により投稿しましたが、思い出話ばかりで御容赦ください。

## 回 想（出会いの人生）

廣田 勝 國

今、自分の人生を振り返った時、今迄本当に無我夢中で、生きて来た気がします。

自分自身の中では、本当に走り続けて来た様な気分です。

群馬県館林市の在で、農家の子供として生まれ、中学校を卒業して、上京し高校、大学を何とか、卒業し、苦心の末、運良く税理士試験に合格し、開業することが出来ました。

受験中は、己の適性を疑い、開業後は、己の能力の乏しさを、恨みました。

今、振り返って見ると、私の人生は、人生の節目全々で、本当に親切な良い人々に出会い、助け



られ、曲がり角を上手く曲がる事が出来たのかな？と思っています。

### 出会その1（小学校時代）

小学校5年生の時でした。私のクラスの担任に若い綺麗なお嬢さん先生が赴任して来られました。この先生の感化を受け、勉強に全く、関心の無かった私は、一変したのです。この先生は、生徒を誉めるのが、非常に上手でした。

私は、この先生に誉められたい一心で勉強する様になったのです。

### 出会その2（中学生時代）

中学3年生の時の担任の先生は、若い20歳代の国文学専攻の文学青年でした。この先生は、非常に真面目で、涙もろい良い先生でした。一人全々の生徒に真剣に向き合って教えて下さいました。（若いころ、私が、真剣に国文学を目指そうと思ったのは、この先生の感化を受け、影響された結果でした。）

### 出会その3（高校時代）

高校生生のときの出会いは、九州出身の先輩でした。

大学は、文学部に進み、国文学を専攻し、山の中の分教場の先生になり、文筆活動をしたいと真剣に考えておりました。

先輩に大学進学のことを聞かれたとき、上記の夢を熱く語りました。

先輩は、一笑にふされ、夢と現実とは、大いに違うと諭されました。文学部を出ても就職先は、ほとんど無い。

男は、一人で生活能力を持たなければ成らない。その為には、就職し易い、つぶしの利く学部の方が良い！との助言でした。

法学部、政経学部、経営学部、商学部等の中から選択すべきとのアドバイスでした。結果、商学部商学科に進学致しました。

### 出会その4（大学時代）

悪い先輩も居りました。大学は、高校の延長ではない！高校生のように勉強する奴は、馬鹿だ！大学と言う処は、大いに遊び、そして沢山の友達を作るところだ！と言う先輩も居りました。

良い先輩も沢山いました。その中の一人のアドバイスを従いました。

それは、「大学と言う処は、本人次第、何にもしなくても卒業は、出来る。高い月謝を払って、そ

の領収書替りに卒業証書を貰って大部分の大学生達は、大学を押し出される。」

一方では、国家資格を目指して懸命に早朝から深夜まで勉強をしている一握りの学生達が居ました。司法試験、公認会計士2次試験、そして税理士試験を目指している人達でした。

私は、先輩に教えられ、この現実を目の当たりにして、この差の4年間の積み重ねは、大きいと思いました。

この先輩の教えに従い国家試験をトライしてみようと思いました。当時商学部商学科には、経理研究部なる研究室があり、著名な教授が顧問として後援していました。入部するのは、大変な難関でしたが、先輩のアドバイスがあり、何とか入部出来ました。

入部して、初めて国家試験の厳しさを知りました。朝早くから夜遅く迄、死物狂いで勉強している一群の学生たちがおりました。私自身は、時間や、資金の関係でその仲間に加わることは、出来ませんでした。それでも、厳しい現実を知り、目覚めて勉強に頑張るように、なりました。

#### 出会その5（社会人）

中島先生の会計事務所に奉職しているとき、お客さんの印刷屋さんがやり始めた釣りの会の会計をやられました。その釣りの会で知り合ったのが後、養父となった地元の町会長でした。この釣りの会が縁で地元の町会長の娘と結婚することになりました。

#### 出会その6（家族と事務所の人々）

結婚して二人の子供に恵まれ、事務所でも本当に善良な人々に恵まれ、又、よきクライアントにも恵まれて、事務所の運営も恙無く来ていると思います。

#### 結 び

今回の広報部からの原稿依頼を受けた時、あっという間に6回目の折り返し点まで、終に来てしまったか、と言う思いと、振り返って見れば、良くここまで頑張れた、と言う想いで一杯で御座います。

残された人生を、大事に又有意義に過ごす事を第一に考え、健康に留意して周辺の人々に感謝しながら過したいと思っております。



## 五回目の年男

星野 光 一 郎

あけましておめでとうございます。

10月の幹事会において高橋広報部長が支部会報「にほんばし」第123号は年男年女の方々にご寄稿を御願いたしますのでご協力下さいとの発言があり、私にも原稿依頼の声がかかることになると思い自分から原稿を書きますと言ってしまい仕方がなくこの原稿を書き上げました。

日本橋支部において独立開業して16年、支部の各行事には強制的に参加させられてきました。

その訳は、私が20年間勤務した事務所の所長が支部幹事を長年しており河原前支部長が支部事務局に勤務の時代からお世話に為っていたためですがそのお蔭で諸先輩の先生方、野球部の先生方個性豊かな皆様に接して税理士業務に大変役に立つ事柄をご指導していただきました。

誠にありがとうございます御座いました、この場を借りてお礼申し上げます。

支部活動では、野球部に所属していましたが試合後の飲み会が楽しみで参加しているのみで残念ながら勝利に貢献したことはありません。あ、15年前の支部対抗戦で四谷支部との試合が同点でジャンケン勝負になり八番手の私の勝ちで勝利に貢献したことが一度ありました。

今年の野球部は若手の加入により戦力が上がっているので久々の優勝を目指し頑張ってください。優勝祝賀パーティーを楽しみにしております。

その他の支部活動では、税理士記念日、税を知る週間、確定申告無料相談等に参加をしてきましたが60歳を機に消極的に参加をしようと思っておりますのでよろしく御願い致します。

まだ紙面が余っているのでインターネットで昭和25年を検索した事柄を羅列してみました。

#### （出来事）

- 年齢の表記・呼称が満年齢で書くように変更された。
- プロ野球第一回日本選手権開催
- 第一回ミス日本に山本富士子
- 「君が代」演奏許可

○テレビジョン定期実験放送開始

(税制)

○シャウブ勧告による税制の大改革が行われた。

○青色申告制度の開始。

この時代の地方税には、自転車荷車税、犬税、接客人税、ミシン税、広告税など時代を感じる税金が存在していました。

最後に昭和25年生まれの今年60歳、現代の男性の平均寿命は80歳以上同級生の多くは定年退職し第二の人生を歩み始めていますが税理士には定年がないのであと10年は現役でありたいと思います。



## 来し方

清水春雄

北海道東部の酪農地帯、戦後開拓農家として入殖した家に生まれる。7人兄弟の5番目で四男ということで、何の障碍もなく高校卒業と同時に東京へ。大蔵事務官という名称も知らずに駅の助役さんに教えられる有様。

上京にあたり、今も93歳で健在の母に「おまえには何もしてやれないけど、家のことも何も心配しなくてもいいから」と送り出されて42年。上司、先輩、同僚に恵まれ無事卒業。

実家は幕末から太平洋戦争終結にかけて、3番目の兄姉が生まれるまで、今は北方領土と呼ばれるひとつの国後島に4代にわたり居住し、旅館、駅通(郵便局)、専売雑貨店、軍馬生産、漁場、養狐業等々手広く商いをして、南千島最大の財閥?として重きをなしていたが、ロシアの理不尽な南下占領政策のため銃をもって追い払われ、全てを置いて北海道へ渡る。その後知り合いを転々として今のところに落ち着いた。

ちなみに曾祖父が死んだとき、地元新聞に「大正の花咲爺死す」との記事が載り、相当額の相続税を払ったようである。厳しい大地の中、荒地の開墾、そして初めての専業農家が成り立つはずもなく、父は伝手を求めて郵便配達に奉職、もと郵便局長である。

日本中が貧困の中、特に道東は米が採れないため、配給制度が昭和40年頃まで立派に機能しており、6男1女、両親、祖父母の大家族の中で貧困に

も温度差があることを知った。僻地の酪農地帯のため多くの級友達が中学卒業後家業に就く中で兄弟すべて列車で1時間もかかる高校に通わせてくれた両親には大変感謝している。物心ついた頃から学校に行かない日は握り飯を作ってもらい、兄や弟たちと近くの河川、海に釣りに出かけ、魚、山菜、茸等々食糧の確保に努め、冬に備えての薪作り、毎日の井戸からの水汲み、農作業の手伝いを含め、今考えると子供の役割も結構充実していたと思う。

たまに帰省して感じるのは、目に焼きつくほどに通った数々の川は改良工事とよばれた破壊とその後の放置で見る影もなく、海は護岸という名のコンクリートが自然を覆い、秋の風物詩であった軒下の薪の列は大型石油タンクとなり、井戸のつるべは水道の蛇口に変じ、畑では大型トラクターが走り回るようになって子供にとって良かったのかどうか。

41年間で奉じた税務の職場は人生における大学であった。新進気鋭の若手一流大学教授陣による法律、経済科目と経験豊富な部内講師による税法、簿記会計学に加え、部外講師による一般教養科目を全寮生活により、1年間集中的に受けられたことはその後の人生のバックボーンとして重きをなすものとなり、職場に配属された後に接した人達は、上司、先輩はもちろん、法人税調査の過程でお会いした会社の方々、立会いただいた多くの先生、取引先等の皆様すべてが税務の職場にあるが故にお会いすることができた各方面で重きをなす方々である。仕事をしながら明治生まれの社長の人生訓を聴き、あるときは若手経営者の情熱に接し、強い人の論理、弱い立場の人の嘆き苦しみ等々、すべてが自分にとって大事なデータベースとなり、価値判断の基準となった。

人生2巡目に入り、新しい分野への転身にあたり、データベースの一層の拡充を図り、張り子の虎にならぬよう充実した人生を送っていきたい。





## 還暦を迎えて

飯沼晴美

わたしの干支は寅で、誕生日の星座は獅子座です。

そう聞くと、随分指導力に富んだ勇猛果敢な人柄が想像されることと思いますが、実際のわたしは至って闘争心に欠け、凡庸で肉食系というよりはむしろ草食系の性格のような気がします。しいて寅に似ているところといえば、群れるのが苦手な単独行動に走りやすい点かもしれません。その意味では、個人事業者である税理士業はわたしに向いている仕事なのかもしれません。

寅年の今年、わたしもとうとう六十歳、還暦を迎えます。

昔は、六十歳というと人生のあらゆる経験を積んで随分年を取った人というイメージがありました。しかし今は同じ年頃の友人達をみても、皆とても若々しく澁刺と仕事に興味に励んでいて、老いるという印象とはかけ離れています。

思えば半世紀と十年、随分長く生きてきました。振り返ってみると様々な思い出が呼び起され、年だけは重ねてきましたが、中身は少しも熟成されず、いつまでも気持ちだけは若い時のままでいる自分に気付かされます。

中学生の頃、東洋で初めてとなる東京オリンピックが開催されました。当時の隅田川はヘドロとメタンガスでブクブクと泡立ってとても魚などが住めるような状況ではなく、街はスモッグで煙っていましたが、東京の街は今よりずっと活気に溢れていた様な気がします。一昨年の北京オリンピックを見ていて、当時の日本と重なるものを多く感じました。

また、ビートルズが来日しラジオ番組で当たったチケットを握り締めて、通っていた中学校から程近い武道館へ見に行きました。当時は斬新だったエレキギターの音量をかき消すほどの日本のファン達の大騒ぎにびっくりしたのを、懐かしく思い出します。

高校の修学旅行では、当時走り出した新幹線に乗って京都に行きました。それまで東海道線で7時

間もかかって行った関西を随分近くに感じました。

大学生の頃は、安田講堂事件等の学生運動が盛んな時代でした。ロックアウトされた大学校舎近くの喫茶店で、政治や社会運動について話し合っていたゼミの仲間達の多くは、地味で堅実な公務員ではなく、華やかだった商社や証券会社等に就職していきました。

思えば、私たちの世代は戦争を知らず、日本の高度成長期に沿って生きることが出来た幸せな世代でした。

それに引き換え、今の若い人達は、確かに物は豊かになって渴望感は薄れているのですが、将来に希望が持てない分気の毒に感じます。

年を取るということは、肉体的には失っていくものが多いので、ついマイナスの面ばかり考えてしまいがちです。しかし、精神面では若いときには見えなかったものが見えてきたり、解らなかったことが理解できるようになったり決して悪いことばかりではないはずで。素敵なご老人を見ると、年を取るのも悪いことではないかと、前向きな暖かい気持ちになります。

わたしも子や孫の世代に向けて、物質面だけでなく精神的な希望を与えられるような年のとり方が出来るよう、頑張りたいと思います。



## 柴又に60年

福岡敏郎

柴又に生を受けて60年。早いものである。

流れに身を任せながらも、割と自由にやっていたら幸運に感謝している次第である。

仕事を終え、帰宅すると、愛犬が玄関で待ちかまえて、顔を舐め回して歓迎してくれる。食事が終わると、別の愛犬が2階で呼ぶので、ひとしきりリビングで追いかけて遊ぶ。次の日の朝、さらに別の愛犬の哀願で、散歩に連れ出す。通学時間と重なると、近所の小学生になで回され嬉しそうに尻尾を振るのである。

現在、難病の母が同居しており、母の介護を一手に引きうけている家内は、毎日、体と神経をすり減らしているのだが、そんな家内の気持ちを和ませてくれるのが、我が家の3匹の愛犬である。その

うち2匹は、いずれも母がらみで、母の友人が亡くなったたり、あるいは、老人ホームに入るので連れて行けないとかで、やむなく引き取った犬たちなのだが、今となっては、かけがえのない我が家の家族である。

旅行とかは、望むべくもないが、月に1・2回、ショートステイといって、泊まりがけで母を預かってくれる機会があり、映画を観に行ったり、食事に出かけたりが楽しみである。亀有にアリオという、葛飾にしては大きなショッピングモールができたので、映画も気軽に行けるのは助かる。「20世紀少年」は、面白かったし、「ハリーポッター」のファンでもある。

仕事以外に、いろいろとやりたいことは多いのだが、月に1-2回、同好の士と将棋を指し、自宅で好きなテレビ番組を見る位でよしとしている。割と理科系の番組が好きで、「ポアンカレ予想」、「リーマン予想」は、とても興味深かった。確率の問題の「ポリアの壺」も不思議千万であり、体の中に水の分子だけ通過させる細胞(?)があることも教えてもらった。大学時代、合唱部に所属していたこともあり、歌番組も好きである。特に、BS日テレの、「BS日本・こころの歌」は、出演しているフォレストのハーモニーが好きで、楽しみにしている。また、韓国KBS(ケーブルテレビで視聴できる)の「開かれた音楽会」も、クラシックからポップスまで同時に聴くことが出来るので、これも楽しみである。クラシック歌手達による「帰れソレントへ」は素晴らしかった。NHKBSの「BS日本のうた」も好きだったのだが、衣替えしてしまい少し寂しい。

すべて、仕事には全く役立たないのではあるが、衰えてきた脳を活性化するには、必要だと思う。囲碁を覚えたり、再び合唱を楽しんだり、将来、仕事を半ばリタイアしたときの楽しみと考えている。

母が、以前、町内会の役員や氏神様の神社の世話役をやっていたため、地元では顔が売れている。その母が元気な頃、散歩させていた犬を、今は、私と家内で散歩させている。犬も顔が売れているので、犬の顔を見て、母の友人と覚しき人が「お母さん元気? どうしている?」と声を掛けてくれる。

寅さんのお陰で、柴又は有名になった。子供の

頃よく遊んだ原っぱは、もう姿を消してしまったが、何処か懐かしい風情が残されたこの町で、今日も暮らしている。



## THE トラ

青柳 聡

新年あけましておめでとうございます、皆様本年も何卒よろしくお願い致します。

今までは「年男」という言葉をただなんとなく聞き過ぎてきたが、今回の随筆を寄稿するにあたり、「年男」を迎え、この節目を少し立ち止まり考えてみた。

今年私は、生まれて3度目の「年男」を迎えた。今年の干支は『寅』、巷では「てがたい」「独立独行」そして「純愛家」と言われているが、いくつか私にもあてはまっているところはある。

振り返れば1度目の「年男」のときは、野球が大好きで、仲間と一日中ただひたすら白球を追いかけていた。野球さえできれば幸せに感じたものだ。

やがて中学、高校、大学と時は経ち、あっという間に2度目の「年男」がやってきた、私にとっての、特に2度目から3度目の「年男」の12年間は、人生の岐路を何度も経験してきた。税理士試験合格、結婚、子供の誕生、独立開業、大学院補佐人講座の受講である。

大学卒業後は、会計事務所に勤めながら税理士試験の勉強をし、前途明るい未来を信じて、ただただ仕事と勉強に没頭していた。多忙な仕事と受験勉強の両立は、考えていたもの以上に大変なものだったが、のちにその努力が実を結び、見事に税理士への切符を手にした。

思えば、高校生のとき、当時、自営業をしていた我が家の顧問税理士に憧れて、こんな税理士になれたらいいなと思ったのがきっかけで将来の職業である税理士の勉強を始めてきたが、まさか本当にその夢がかなうとは想像もしてなく、試験に合格したときの喜びは今までにない大きなものだったのを今でも覚えている。

そして幸せといえ、やはり家族ができたことだろうか。「税理士試験に合格した年」のその時に付き合っている彼女と結婚しようと思っていたが、

その夢が叶い、その彼女が現在の妻である。

結婚後、2人の息子に恵まれ、父親として毎日子育てに奮闘している。仕事で疲れて帰宅しても、「お父さん、お帰り！」と、元気に飛びついてくる息子の姿と、妻の作ってくれる温かい料理を味わうと、疲れを忘れさせてくれる。私を支えてくれる家族がいるから仕事も頑張れるのだと実感している。

そして最大の出来事である独立開業。私の背中を押してくれたサントリー創業者の一言、『やってみなはれ。やってみな、わかりまへんやろ。』

ポジティブな私は、この言葉について「まず、やってみる。やってみれば、初めて分かることがあるはず」「分かったことを経験にして、次のステップに進んで行く」と感じ取った。

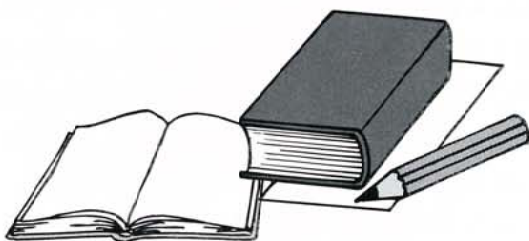
そして、失敗を恐れず「挑戦の一步」を踏み出す勇氣。成功も挫折も糧に、次なる「前進の一步」を重ねる勇氣。この“やってみなはれ”精神が背中を後押ししてくれた、花が咲くかどうかは、今後次第だ。

現在、実務で仕事をこなしているわけだが、税理士業務は自分にとって天職であり、日々仕事に対するモチベーションが上がっている・・・。

また、税理士業務という多忙な日々を過ごす中で、幸運にも、野球部に所属し大好きな野球が、すばらしい諸先輩方と出来ていることに幸せを感じている。

誰かが言っていました。「静かに行く者は、健やかに行く。健やかに行く者は、遠くまで行く。」と。あせらず、くさらず、根気よく、元気よく、マイペースでこの先を生きて行こうと思っている。

そして次の年男の年を迎えたときには、家族と共に穏やかな時の流れの中に身を置いていることを願っている。



## 42.195kmのパン食い競走！？

高梨由香理

「一生に一度は、フルマラソン完走！」

一度きりなのだから、晴れやかな舞台をと選んだのが2004ホノルルマラソンでした。

ハワイとフルマラソン。これは、とても楽しい組み合わせでした。ここで、すっかりマラソンの魅力にハマッタ私は、NY・

シカゴ・ラスベガス・ボストン・ベルリン…海外旅行とマラソンをくっつけた「RUN旅」をするようになりました。

単なる観光旅行と違って、フルマラソンを走るというメインイベントがあると、旅が引き締まり、同じ目的を持った仲間が沢山来るので、すぐ友達になれます。そしてコースは、その土地の名所も入るので、走りながら自分の足で観光できるのも魅力の一つです。

ホノルルマラソンでは、朝5時真っ暗な中、花火と共にスタート。クリスマスイルミネーションを見ながら、ワイキキ通りへ。観光客に応援してもらい、いざダイヤモンドヘッドの坂を上ります。きついなあと、ふと海を見ると、夜明け前の幻想的な色でした。そして、日の出。太陽の光にパワーをもらい、ハイウェイに入ると、トップランナーがもう折り返してきました。速っ！！

永遠に真っ直ぐなハイウェイに嫌気がさしていると、やっと折り返し。ジムで10kmしか走ったことがなかった私は、30kmを過ぎると、足が重くなり、35kmになると、足がいつつつてもおかしくない状況に…。つりそう…という恐怖におびえながら、カハラ的高级住宅街を通過して、再びダイヤモンドヘッドへ。今度は、下りだから楽かと思いきや逆でした。下ることによる足への衝撃が太股の



筋肉痛にガンガン響いてきます。「イタタタタ…」と泣きながら、走ったのでした。ここを下りきると、ゴールのカピオラニ公園です。

最後は、沢山の沿道の中を万歳でゴール！！

これが初めてのフルマラソンでした。

フルマラソンを走ると、痩せると思っていたました。でも、現実には出発前より丸くなった！？

「フルマラソンを走ったのに、何で太るの？」帰国してから何人の人に聞かれただろうか？

走る前は、カーボローディングと称してパスタを沢山食べ、マラソン当日も42キロも走るのだからと、おにぎりやバナナを沢山食べ、ゴール後は、大会側でリングとクッキーをもらい、ツアーテントでは、カレーや豚汁・アイスが用意されます。夜は、打ち上げと称して、飲んで食べてを繰り返し…

マラソンでダイエットは、私には無理らしい。

「マラソンってキツイでしょ？何で走るの？」よく聞かれます。走っている最中は、確かにキツイ。「何でエントリーするかなぁ？」と自分に文句

を言いながら走ります。でも、それがゴールした途端、「あー楽しかった。次はどこ走ろう？」に変わります。この達成感がいいらしい。

季節の移り変わりを肌で感じることができるので、紅葉がきれいだなあ、あの建物素敵だなあ、とか景色に感動することもあるれば、沿道の応援に勇気づけられることもあります。

そして、マラソンの楽しみと言えば「エイド」です。

NAHAマラソンや沖縄マラソンは、世界一の私設エイドと言われているくらい沢山あります。バナナ・オレンジ・イチゴ・みかん・おにぎり・漬物・沖縄そば・氷アイス…走っていて目移りします。って、私は走りに来ているのか？食べに来ているのか？

両方かなあ？私にとってマラソンは、パン食い競走の延長です。小学校のとき、50mだったパン食い競走が42.195kmになったようなものです。今年もおいしいエイドを求めて走ります。

2010年第1弾は、石垣島マラソンです。

## 随 筆



### 第24回カラオケ発表会 初参加でトップバッター (騰がるな！といわれても)

緑 川 哲

カラオケスナックで気楽に歌うカラオケなら騰がりませんが、華やかなスポットライトと100人以上の聴衆の前で歌うカラオケ、騰がらない訳がありません。その上、花束まで差し出され、受け取りに行くだけで心臓がバクバク！歌詞も忘れそうになり完璧に騰がりました。花束を贈られて嬉しいことなのに直前まで「貰わなくてもいいのに」などと不埒なことを考えており反省しています。(藤山清春先輩から花束を頂きました。大変ありがとうございました。先輩の心遣いに感謝申し上げます。)

カラオケ発表会「カラオケくらい」と軽く考えていましたら実は「とんでもなく大変な」ことだったのです。

まず、練習、練習、うまく歌えるまで、うまく歌えたと感じるまで、歌舞音曲部員の練習が続き、そして本番前の音合わせ！そう音合わせ！私には初めての経験でした。

練習に練習を重ねた発表会は盛り上がりしました！好きな歌だから！歌いたい歌だから！お腹から気持ちよく声を出しました！

私は何しろ一番ですから自分の番が終れば後はこちらのものとばかりに、あっという間に歌って、井上厚生部長から「さすがに上手ですね」(御世辞かな？)俺って本当はうまいのか？

ホッ！として飲む缶ビールの美味しいこと！最高でした。

ところで、カラオケはだれが発明したのかご存知ですか？気になり調べてみました。

カラオケは1971年に井上大祐(いのうえだいすけ)という一人のバンドマンによって発明されました。

井上は既存の楽曲を単に再生するだけでなく、バンドマンとして、歌う人に合わせた音階やテンポという概念をシステム化した再生装置を世に送

り出しました。

この装置、エイトジュークと名づけられ、瞬間にどこの居酒屋にも置かれ、料金は一曲100円で、頭出しができるので、客は次々と歌い現在まで続くカラオケ文化の先駆けとなりました。

井上はさぞ大儲けしたのではないかとと思われる方もあるでしょうが（税理士という職業柄大変気になります）、残念ながら井上は特許の申請をしていなかったそうです。もし特許を取得していたら、年に100億以上の特許料が手に入ったという試算があります。

井上は1999年米国タイム誌の「今世紀、アジアに最も影響のあった人物」という特集の中で「毛沢東やガンジーが昼を変えたならば、井上はアジアの夜を変えた男だ」と紹介されています。

さて、カラオケ発表会に戻りますが、今年で24回という大変長い歴史を持っており、参加者の多くは毎年新しい歌に挑戦しているようで、私のように歌いなれた馴染みの曲（北の旅人を歌いました）での参加は少数派と感じました。次回は新曲で頑張りたいと思います。

参加メンバーの歌を発表後は、春風亭小柳の落語、リオさん（シンガーソングライター・美人です）の歌、そして福引抽選会があり、昼から夕方5時過ぎまで楽しい1日となりました。

忙しいところ私の応援に来てくれた中武昭夫先生に感謝します。



## 準優勝！支部 対抗ゴルフ大会

森 一郎

平成21年10月27日、取手国際ゴルフ倶楽部において、東京税理士会第13回支部対抗ゴルフ大会が行われました。この大会は各支部から精鋭？4名が出場し上位3名のグロス・スコア（ハンディキャップを差引く前のスコア。）の合計で順位を決定するものです。

今年は菅原一泰先生、徳田益和先生、高山房之先生そして私の4名が日本橋支部を代表して出場しました。実はこのメンバーで参加させていただくのはここ数年続いておりまして、お互いに気心は良く分かっていてやり易いのですが、この大会の難しさ、即ち3名が揃って良いスコアを出さなければならない事、また大たたきしてメンバーに迷惑をかけたくない事など、団体戦故の難しさもよく認識しています。

この日は、前夜に台風が去って晴天でありましたが風が強く、開催された西コース（取手国際ゴルフ倶楽部は東西18ホールずつ2コースあります。）は距離のあるコースであり、さらに最近では珍しくなったコウライ芝のグリーンで行われた為、より難しいゴルフとなりました。組み合わせは新宿支部のお二人で、関東シニアゴルフ選手権等にも出場なさっている鳥居勇先生、東京税理士会サッカー部のチームメイトの中山隆由先生、そして当支部の高山先生と御一緒しました。

朝一番の緊張のティーショットはスライスし、右の林に打ち込んでしまいました。次打は林から出すだけでこのホールをボギー。2番ショートホールは左奥のバンカーに入れてツーオンツーパットのボギー。続く3番ホールも絶好の位置からセカンドショットをグリーン左にオーバーさせまたまたボギーとし、何とか出だし3ホールで3オーバーとなってしまうました。力みがあるのかアイアンショットが左に引掛かりグリーンをオーバーしてしまうようです。何とかパーを取って気持ちを落ち着けなければなりません。

その後パーが続きまして、8番ホールは長いショートホール、グリーンは真ん中から奥に向かって

下っており、オーバーした第2打はピン下2メートル、真直ぐのラインと思ったけれど、先にピンを挟んで反対側から打った中山先生がスライスしたので、フックラインと読み直して打ったボールは真直ぐ抜けてしまいました。まだまだ未熟だなあ。9番ホールもお先にを外してダブルボギーとし、背中に高山先生の溜め息が聞こえました。食堂では、「オーバーした返しのパットはお先にするのは危ないよ。振り返る時に脳が揺れるから、一呼吸おいて落ち着いて打ったほうが良いよ。」と鳥居先生から慰めて貰い、反省の意を込めてビールは自重し午後に備えました。

その効果があったのか、1番ホールは追い風に乗って本日1番のショットでパー、2番ホールは右の林からインテンショナルスライスでツーオンワンパットのバーディー、3番ホールは3回ダフってダブルボギー。好事魔多し。でも午前中よりは、ショットも安定し楽しくラウンドできました。

ホールアウト後、お風呂場でそれぞれのスコアを確認したところ、 $81 \cdot 83 \cdot 83 = 247$ はそれ程悪くないという結論に達し表彰式を待つことにしました。日本橋支部は1番目と2番目のスタートだった為40

## 支部対抗ゴルフ大会 東京税理士会



支部各4名の選手が上がってくるには相当時間がかかります。でも待った甲斐がありました。1位の常勝チーム豊島支部より12ストローク多かったですが、過去最高の準優勝という結果を得ることが出来ました。腰痛をおして出場した菅原先生、いつもコンスタントな成績を残す徳田先生、それと今回は実力を発揮できませんでしたが素晴らしい応援団でありました高山先生（彼は静岡商業高校の本当の応援団でした。）と最高の笑顔で準優勝杯を受け取りました。

## 各部だより

### [総務部]

#### ◎支部幹事会報告

平成21年10月15日（木）10時30分～12時05分

#### I 審議事項

##### 1. 中央都税事務所との定例連絡協議会の件

11月5日（木）中央都税事務所6階会議室で中央都税事務所と京橋支部との連絡協議会への参加者は支部長、副支部長、総務・研修・広報・厚生・経理・税務支援対策の各部長、総務部副部長と今回より本会理事1名が出席者となることを承認可決した。

##### 2. 税を考える週間パネルディスカッション参加者確認の件

11月10日（火）14時00分～16時00分に開催されるパネルディスカッションへ役員参加の依頼の確認があった。

##### 3. 平成21年度各種無料相談担当者募集の件

会員への相談参加者申込書を送付することについて、次のとおり今年度の状況報告がされた。

①支部間税務支援は現時点で未定。

②確定申告無料相談は平成22年2月22日（月）～26日（金）に日本橋公会堂で10時から16時を予定している。

③広域還付申告無料相談会は、東京駅動輪の広場で例年開催されていたが今年の開催はない。

④平成22年度各種税務相談は例年どおり、商工会議所、日本橋法人会からの要請に対応したい。

上記の報告をうけて、平成21年度各種無料相談担当者を募集することを承認可決した。

##### 4. 納税表彰式参加役員確認の件

11月13日（金）15時00分～18時00分の納税表彰式へ参加可能な幹事・監事の22名の参加確認を得た。

## 5. 東京税理士会監察委員補充の件

東京税理士会監察委員の石井鋼会員の他会移転に伴い、後任に東原豊幹事が選任されたことを承認可決した。

## Ⅱ 報告事項

1. 税理士雑談室 (9/11、10/9) 報告の件
2. 登録調査 (9/14、10/9) 報告の件
3. 暮らしと事業のよろず相談 (10/3) 報告の件
4. 日本橋税務懇話会 (10/14) 報告の件
5. 平成21年度 税を考える週間行事の八団体と税務署・都税事務所との打合せ会 (10/5) 報告の件
6. 確定申告無料相談連絡協議会 (10/1) 報告の件
7. 新入会員説明会 (10/5) 報告の件

## Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

平成21年11月13日 (金) 10時34分～11時26分

## Ⅰ 審議事項

1. 忘年会の件  
12月14日(月)に開催することを承認可決した。
2. 新年賀詞交歓会の件  
平成22年1月13日 (水) にロイヤルパークホテルで開催すること。懇親会の会費は5,000円とすることを承認可決した。
3. 事務局年末年始休業の件  
平成21年12月29日 (火) から平成22年1月4日 (月) までとすることを承認可決した。

## Ⅱ 報告事項

1. 第3回租税教育支部代表者会議 (10/19) の件
2. 第一ブロック支部連絡協議会 (10/20) の件
3. 署との第32回定例連絡協議会・常会・研修・懇親会 (10/22) の件
4. 中央都税事務所との連絡協議会の件 (11/5) の件
5. 税を考える週間行事の件
  - ①パネルディスカッション (11/10)
  - ②税の無料相談 (11/11)
  - ③日本橋税務署長講演会 (11/12)
  - ④納税表彰式 (11/13)
6. 登録調査 (11/12) の件
7. 「確定申告書の手引」配布の件
8. 第一ブロック支部長・税務署長懇談会 (10/28) の件

## Ⅲ 各部報告、理事会報告、委員会報告 以上

◎東京税理士会日本橋支部と日本橋税務署との定例連絡協議会、常会、懇親会

○平成21年10月22日 (木) 10時30分から東実健保会館で日本橋税務署との定例連絡協議会を開催した。(式次第は省略) 出席者79名

日本橋支部からの質問事項5件、要望事項5件のうち当日の再質問に対する後日回答分。

【質問】 e-Taxを利用し申告している納税者の顧問税理士が代わった場合に、「電子申告変更届書」を提出するなど、どのような手続きが必要となりますか？

【回答】 国税庁ホームページ e-Tax「よくある質問」にある方法で対応していただきたい。

以下、国税庁ホームページ (平成21年10月29日現在)

**問** 利用者識別番号や暗証番号を万一忘れてしまったような場合は、どうすればいいですか。

**答** 所轄の税務署に「暗証番号等の再発行」に関する変更等届出書を提出してください。変更等届出書はインターネットを利用してオンラインで提出できます。(書面での提出も可能です。)。届出を受け付けた税務署から、再度通知書により暗証番号等をお知らせします。

## オンラインで提出する場合

この場合、利用者識別番号は変更されませんが、暗証番号と事前登録した電子証明書が消去されますので、新たに税務署から通知される暗証番号でログインし、暗証番号の変更及び電子証明書の登録を行ってください。なお、再送付の詳しい時期につきましては、提出先の税務署にお問い合わせください。

○同日同所で13時00分から常会を開催した。

中島支部長挨拶の後、4月以降の各部・各委員会報告、理事会報告がされた。(出席者83名)

○同日同所で17時00分から懇親会を開催した。

日本橋税務署幹部と支部会員との懇親会が開催された。支部会員73名の出席者であった。以上

## ◎東京都中央都税事務所と東京税理士会日本橋支部並びに京橋支部との連絡協議会

○平成21年11月5日 (木) 16時00分から中央都税事務所6階会議室で連絡協議会を開催した。

中島日本橋支部長・村野京橋支部長の挨拶の後、桑原正志中央都税事務所長の挨拶があった。その後出席者紹介に続き税理士会から都税事

務所に対する税理士会の要望と要望に対する回答があった。

その一部については以下のとおりである。

#### ◆税理士会からの意見に対する回答

##### 【要望】

法人都民税均等割免除申請（条例規則第139号）はどのような場合に使用するのかご教示いただきたい。

##### 【回答】

都税条例第117条の2、条例規則第29条の4に限定列举した法人について、均等割の免除規定を設けています。例えば、公益社団法人、公益財団法人で知事の認めるもの、弁護士会、税理士会、管理組合法人、NPOなどが該当します。これらの法人が、収益事業を行わないときに、均等割の免除を受ける場合に使用するものです。

##### 【要望】

分割法人については、本店所在地に申告するだけにしていただきたい。特に外形標準課税の付属書類・別表類を各支店の所在地にも提出しているが、全く同じものを何か所にも送るのはかなりの負担となるので考えて頂きたい。

##### 【回答】

ご要望の内容は、これまでも本庁に伝えております。地方税制度の問題であるのでご理解をいただきたい。

##### 【要望】

償却資産について30万円未満の中小企業者の少額資産特例を適用した資産については、会社では固定資産管理をしていない事もあり、法人税との整合性からも対象外としていただきたい。

##### 【回答】

「少額資産」に係る規定は、法定事項であるため、東京都が独自に地方税法の定めと異なる取扱いをすることは、困難なところです。（地方税法341条4号、法施行令49条）

##### 【要望】

固定資産の縦覧期間は税理士にとって繁忙期の3月決算の最中で対応が難しいので、縦覧期間をずらすか、延長していただきたい。

##### 【回答】

縦覧期間は地方税法第416条により規定されており、東京都（23区内）においては、既に法定された中で最長の期間（4月1日から最初の納期限の日である6月30日まで）を設定しておりますのでご理

解いただきたい。

#### 【研修部】

部長 滝口 利子

支部研修の内容はいかがでしょうか？先日の「組織再編成税制」では、法律の創設に関わられたという講師のご経験をもとに、制度の趣旨や経緯についてもお話いただきました。研修部では、多くの会員の参加を希望します。今後、会計事務所は繁忙期となります。そこで、なるべく仕事に支障をきたさぬよう夕方の研修を入れました。また、4月には、少し税法から離れ公正証書や民法と講師のご経験をお話いただく予定です。

#### 《最近実施した研修会》

日 時：平成21年11月 2日（月）13:30～16:00

講 師：中央都税事務所・日本橋税務署・中央区役所 担当官

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：事業税改正について、年末調整説明会

日 時：平成21年11月16日（月）17:00～19:00

講 師：朝長 英樹氏（税理士・日本税制研究所代表理事）

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：企業組織再編税制

日 時：平成21年11月24日（木）13:00～16:30

講 師：小池 敏範氏（税理士）

会 場：第一ぬり彦ビル2階

テーマ：国税庁Q&Aをふまえた最新の役員給与の法人税実務

※ 京橋支部主催

日 時：平成21年12月 3日（木）13:00～16:00

講 師：成松 洋一氏（税理士）

会 場：ニッショーホール

テーマ：税務と会計の調整をめぐる諸問題

一税務と会社法・企業会計の異動点を探る一

※ 第一ブロック合同研修会（第二回）

#### 《今後の予定》

日 時：平成22年1月13日（水）15:30～16:30

講 師：高見山 大五郎氏

会 場：ロイヤルパークホテル

テーマ：わが相撲人生

※ 支部新年賀詞交歓会 第一部

日 時：平成22年1月26日（火）17:00～19:00

講 師：未定

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：平成22年度税制改正と3月決算のポイント

日 時：平成22年2月8日（月）13:30～16:30

講 師：日本橋税務署 担当官

会 場：日本橋公会堂

テーマ：平成21年分確定申告にあたっての留意点

日 時：平成22年4月19日（月）午後

講 師：公証人 五十嵐紀男氏（元東京地検特捜部長）

会 場：東京実業健保会館6階

テーマ：公正証書と東京地検特捜部時代の思い出（仮）

《最近実施した税理士雑談室と今後の予定》

日 時：平成21年11月20日（金）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成21年12月11日（金）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成22年1月15日（金）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成22年2月12日（金）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

日 時：平成22年3月19日（金）17:30～19:30

会 場：日本橋支部会議室

## [厚生部]

### ＜野球部＞

野球部の活動状況に関してご報告します。

11月13日に第一ブロックリーグの最終戦が行われ、芝支部に8対3で勝ちました。

初回到2点を先行されましたが2回到5点を取って逆転し、何とか逃げ切りました。

### 平成21年11月13日ブロックリーグ（5回戦）

|       | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 計 |
|-------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 芝支部   | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 3 |
| 日本橋支部 | 0 | 5 | 0 | 0 | 2 | 1 | — | 8 |

これで、平成21年度のブロックリーグが終わり、わが日本橋支部は準優勝となりました。

第一ブロックの各支部は麻布支部を筆頭に支部対抗大会でも常に優勝を争うような強豪がそろっており、例年どの試合も厳しい試合となります。ここで勝ち越せたことは快挙と言ってもいいのではないかと自負しております。

### ＜第一ブロックリーグ最終成績＞

1 位 麻布支部（5勝）

2 位 日本橋支部

（3勝2敗：同率の神田支部に勝っているため）

3 位 神田支部（3勝2敗）

4 位 芝支部

（2勝3敗：同率の麹町支部に勝っているため）

5 位 麹町支部（2勝3敗）

6 位 京橋支部（5敗）

昨年もお忙しい中応援に来ていただいた先生方、その他いろいろな形で野球部を応援していただいた先生方ありがとうございました。今年は春、秋に行われる支部対抗大会でのベスト4を現実的な目標として頑張っていきたいと思います。今後ともよろしくお願いします。

櫻井和儀

### ＜ゴルフ部＞

第270回TNG会を10月7日佐倉カントリー倶楽部で行いました。運悪く台風の本州上陸の前日となってしまう、スタート時間にはかなりの雨になってしまいました。キャンセル1名、コースまで来られたがプレイしなかった方が2名、残念ながら9ホールでやめた11名は棄権とさせていただき、18ホールをまわった8名で優勝を争うことになりました。悪条件の中がんばった皆さん、本当にお疲れ様でした。

### ○成 績

優勝 市原 政子会員 G111 N71

2 位 中山かつお会員 G 94 N72

（ベストグロス賞 アウト49 イン45）

3 位 毛塚 宏会員 G100 N79

第13回支部対抗ゴルフ大会が10月27日取手国際ゴルフ倶楽部西コースで行われ、日本橋支部からはTNG会のベスグロの常連である森一郎会員、菅原一泰会員、徳田益和会員、高山房之会員の4名に参加していただきました。みごとに実力を発揮して準優勝という過去最高の成績をあげることができました。日本橋支部の棚に、準優勝のトロフィーと賞状が加わりましたのでお立ち寄りの際にぜひご覧ください。

第271回TNG会を11月4日茨城ゴルフ倶楽部東コースにて24名参加で行いました。朝は少し寒く感じましたがすばらしい天気にも恵まれました。数々のトーナメントを開催しているコースは距離が十分あって、さらに上につけてしまうと速いグリーンに苦戦した人も多く、いつも以上に大接戦になりました。

優勝 伊藤 規晶会員 G100 N75

2 位 山下 文祥会員 G 98 N73

（初参加で仮ハンディの為、第2位）

3位 藤井 清彦会員 G103 N75  
ベスグロ賞 高山 房之会員 アウト44 イン48

#### 〈囲碁部〉

11月5日（木） 秋季支部囲碁大会が当支部会議室にて開催されました。公私とも繁忙期に当たったせいか参加者は8名となり、これをA、B2組にわけ、各人4回戦を行いました。長考派あり、早見えの天才型あり、大熱戦がくり広げられました。その結果は、次のとおりです。

##### A組

優勝 原口 義弘 三段  
準優勝 下村 信義 三段  
1位 大久保速雄 四段

##### B組

小池 政幸 三段  
榊 邦弘 三段  
花山 三郎 三段

それぞれ個性のある人と対局することは、棋力向上につながりますので、大会のみならず、月例会にも是非ご参加ください。

平成22年前半期の日程は、つぎのとおりです。

- ・京橋支部との親善囲碁大会 1月16日（土）
- ・春季支部囲碁大会 3月26日（金）
- ・プロ棋士指導 4月14日（水）
- ・月例会 1/28、2/12、5/13、6/28

いずれも会場は、当支部会議室です。

#### 〈テニス部〉

10月8日（木）、品川プリンスホテルのコートで松岡コーチ指導のもと練習を行いました。参加者は5名でした。今回は若手の参加者が多かったため少々ハードな練習となりました。攻撃から守備へのフォーメーションの組み替え等、2時間みっちり走り込んだ内容の濃い練習でした。

10月14日（水）は、春期東京税理士会テニス大会が有明テニスの森庭球場で開催されました。日本橋支部からは、松下敏夫・青木久直組、野澤慶太郎・中野智也組、丹羽正裕・岩川由美子組の3組が出場しました。午前中の予選の後、丹羽正裕・岩川由美子組が混合ダブルス1位グループで3位に入賞しました。

11月2日は、神田の昌平童夢館で練習を行いました。昌平童夢館はコートが2面あるため日本橋支部からの参加者が5名と少なく、京橋支部・上野支部にも声をかけ総勢11名での練習会となりました。2面のコートうち1面は交流試合を、そしてもう1面は松岡コーチの指導のもと雁行陣での試合の進め

方を練習しました。今回は人数が多かったことから、他支部との交流を含めて充実した練習を行うことが出来ました。

東京税理士会支部対抗テニス大会は、予定していた11月17日（火）が雨天により延期となったため11月20日（金）に有明テニスの森庭球場で開催されました。予備日ということから、当初のメンバーから組み替えを行い、佐藤正典・櫻井和儀・丹羽正裕・野澤慶太郎・中野智也・岩川由美子の6名で参加しました。本戦トーナメントでは、初戦で優勝チームと当たってしまい。惜しくも1回戦負けとなりました。敗者復活戦のコンソレ1回戦敗退トーナメントでは、初戦は勝ち上がったものの2回戦でこれまた優勝チームと当たってしまい今回のテニス大会では入賞することは出来ませんでした。テニス部では繁忙期を除き月1回のペースで練習会を開催しております。練習内容は、初心者からベテランまでレベルにあった練習プログラムをプロの松岡コーチが組み立ててくれます。新入会員も随時募集しておりますので、参加希望の方は支部事務局まで連絡下さい。

#### 〈ボーリング部〉

ボーリング大会は、11月25日品川プリンスホテルボーリングセンターにて、会員16名、所員・家族18名、日本橋税務署職員18名 総勢52名の参加により、13レーンにて2ゲームを楽しみました。ゲームの後には、同ホテル内にて、食事付きの表彰式を行いました。

ゲームの結果は、以下の通りです。（敬称略）

|       |       |              |      |
|-------|-------|--------------|------|
| (団体戦) | 1位    | 人形町合同事務所     | 862点 |
|       | 2位    | 野球部チーム       | 794点 |
|       | 3位    | 猪股事務所・厚生部チーム | 731点 |
| (会 員) | 1位    | 加藤 照雄        | 382点 |
|       | 2位    | 若狭 茂雄        | 282点 |
|       | 3位    | 本田 純二        | 265点 |
| (職 員) | 1位    | 小倉 一明        | 289点 |
|       | 2位    | 戸田 稔         | 283点 |
|       | 3位    | 高松 秀有        | 246点 |
| (女 子) | 1位    | 草野 幸恵        | 288点 |
|       | 2位    | 小瀬すず子        | 283点 |
|       | 3位    | 内田 君枝        | 253点 |
|       | ハイゲーム | 加藤 照雄        | 203点 |

## [組織部]

11月17日

日本橋支部緊急連絡網を9月30日現在の会員の皆様をもとに作成し、所属ブロックごとの連絡網を全会員に向けて発送しました。記載内容等に誤りがありましたら支部事務局まで連絡願います。

11月27日

部会を支部長並びに担当副支部長同席のもと開催し、日本橋支部規則等について検証を行い、今後の改訂等の準備について検討を行いました。

## [綱紀監察部]

## 1. 以下の会議が開催されました。

支部と署との綱紀監察連絡協議会

日 時：平成21年11月18日（水）

午前10時30分より

場 所：日本橋支部事務局

出席者：日本橋税務署より白尾総務課長、中村総務課長補佐

芝税務署より福永税理士専門官

支部より浅井・星野・東原

議 題：綱紀問題、にせ税理士の実態及びその予防対策等について

## 2. 「税理士証票」及び「会員章（バッジ）」の所持確認について

平成22年2月1日（月）・2日（火）

午前10時から午後4時まで、支部会議室に於いて所持確認を実施いたします。

## [税務支援対策部]

日本橋税務署、日本橋法人会、東京商工会議所等からの依頼を受け『税務相談等のための会員派遣』を次のとおり行いました。

多くの先生方にご支援、ご協力をいただきましてありがとうございました。

## 《税務相談》

○日本橋法人会からの依頼分

|           |        |       |
|-----------|--------|-------|
| 平成21年実施日  | 会 場    | 担当税理士 |
| 11月25日（水） | 法人会事務局 | 若狭 茂雄 |
| 12月9日（水）  | 〃      | 猪股 正明 |

## 《窓口専門相談》

○商工会議所本部からの依頼分

|           |            |       |
|-----------|------------|-------|
| 平成21年実施日  | 会 場        | 担当税理士 |
| 11月10日（火） | 中小企業相談センター | 伊藤 孝  |
| 12月1日（火）  | 〃          | 佐野 典子 |

## 《小規模事業者税務相談・記帳指導》

○商工会議所中央支部からの依頼分

|           |          |       |
|-----------|----------|-------|
| 平成21年実施日  | 会 場      | 担当税理士 |
| 11月18日（水） | 中央区京橋プラザ | 佐野 典子 |

## 《消費税説明会》

○東京会からの依頼分

|          |          |       |
|----------|----------|-------|
| 平成21年実施日 | 会 場      | 担当税理士 |
| 12月4日（金） | 日本橋税務署6階 | 若狭 茂雄 |
| 12月8日（火） | 〃        | 〃     |

上記の他、

○日本橋税務署からの依頼分

新規開業等の青色申告者に対する記帳指導を下記の先生方をお願い致しました。

担当税理士  
赤坂 光則  
佐野 典子  
林 孝子

## [法対策委員会]

平成21年度、東京会より依頼のあった、消費税の税率アップの際の「逆進性についての対応」について、他税政改正について要望を支部法対策委員会で意見を取りまとめて、11月16日東京会へ回答した。

今後の問題：平成21年11月25日付で、「税理士法改正のたたき台」が公表され、会員全員に意見を求めることとなり、支部会員にもたたき台が送付されている。日本橋支部会員各位におかれても、意見を提出して頂きたい。（東京税理士界新年号を参照のこと。）

## [情報システム委員会]

平成21年10月14日

東京税理士会館において「電子申告未利用会員データの提供について」が開催され、日本橋支部の推進委員が参加し、今後の普及について討議した。

# 中央都税事務所からのお知らせ

## 中央都税事務所からのお知らせ

～23区内に償却資産をお持ちの方へ～

### 1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

|         |                                                      |
|---------|------------------------------------------------------|
| 償却資産とは  | 会社や個人で、工場や商店などを経営している方が、事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等 |
| 申告が必要な方 | 平成22年1月1日現在、償却資産を所有している方                             |
| 申告先     | 償却資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係                             |
| 申告期限    | 平成22年2月1日(月)                                         |

詳しくは、「申告の手引き」または主税局ホームページをご覧ください。資産が所在する区にある都税事務所へお問い合わせください。

### 償却資産の申告には、電子申告(eLTAX:エルタックス)もご利用できます

【電子申告についてのお問い合わせ先】

eLTAX (地方税ポータルシステム)

ホームページ

<http://www.eltax.jp/>

エルタックス

検索

クリック

サポートデスク

0570-081459

(IP電話・PHSから)

03-5339-6701

※ 午前8時30分から午後8時00分まで(土日祝・年末年始を除く)

【お問い合わせ】資産が所在する区にある都税事務所の償却資産係

### 認定長期優良住宅を新築した場合 固定資産税が減額されます(23区内)

- ①平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築された住宅であること
- ②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であること
- ③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること
- ④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること(ただし、貸家の用に供する一戸建て以外の住宅については、40㎡以上280㎡以下)

減額される期間

新たに固定資産税が課税される年度から5年度分(3階建以上の耐火・準耐火建築物については7年度分)

減額される税額

当該住宅の固定資産税額(1戸あたり床面積120㎡相当分までを限度)の2分の1が減額

減額を受けるには、住宅を新築した年の翌年(1月1日新築の場合はその年)の1月31日(平成22年は2月1日(月))までに、減額の申告が必要です。詳しくは当該住宅が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。



長期優良住宅の認定を受けるためには、事前に申請が必要です。認定基準、認定を受けるための手続きなどは、区役所にお問い合わせください。

## 支部会員異動のお知らせ

平成21年9月16日～  
平成21年11月15日

### 〈入会〉

9月16日 坂原 尚 〒103-0013  
日本橋人形町2-28-5  
月村マンションNo25 502号  
税理士法人 BRAST  
電話 6206-2610

9月16日 白旗 淳 同上  
9月16日 高宮 惇 〒103-0001  
日本橋小伝馬町7-13  
ストリアビル7階  
内野正昭税理士事務所  
電話 6423-0410

9月16日 友田 修 〒103-0022  
日本橋室町1-7-1  
スルガビル7階  
AGS税理士法人  
電話 6803-6720

10月22日 神保 集 〒103-0001

日本橋小伝馬町7-13  
ストリアビル7階  
内野正昭税理士事務所  
電話 6423-0410

10月22日 和田真一郎 〒103-0027

日本橋1-4-1  
日本橋1丁目ビルディング16階  
税理士法人平成会計社  
電話 3231-1858

### 〈転入〉

9月29日 山守 寛子 〒103-0012  
日本橋堀留町2-7-1-1402  
電話 5645-8448

10月6日 落合 宏一 〒103-0007  
日本橋浜町3-7-1  
浜町落合ビル4階  
電話 6423-1051

10月7日 阿部 静枝 〒103-0023  
日本橋本町1-4-15 楽ビル  
阿部睦治税理士事務所  
電話 5203-6996

10月15日 福田 真弓 〒103-0027  
日本橋1-2-10  
東洋ビル5階  
電話 6214-3655

11月1日 徳山 和美 〒103-0014  
日本橋蛸殻町2-10-9  
福島ビル3階  
電話 5652-5828

11月13日 曾和 満高 〒103-0025  
日本橋茅場町1-9-2  
稲村ビル8階  
税理士法人 宮川税務会計事務所  
電話 3669-0069

〈法人入会〉

10月7日 税理士法人BRAST 〒103-0013  
日本橋人形町2-28-5 5階  
電話 6206-2610

〈事務所住所変更〉

林 孝子 〒103-0023  
日本橋本町4-12-17  
米津ビル  
電話 6661-1341

福士 忠則 〒103-0012  
日本橋堀留町1-10-15  
JL日本橋ビル204号  
電話 3661-5411

吉江 淳 〒103-0007  
日本橋浜町2-28-3

市岡富士雄 〒103-0014  
日本橋蛸殻町1-11-3  
中銀日本橋マンション603

小西 正則 〒103-0027  
日本橋3-6-7  
ファミール東京グランリッツ306号  
電話 6225-2090

若菜 弦二 〒103-0011  
日本橋大伝馬町3-12  
サンセイビル2階

渡辺 春樹 〒103-0014  
日本橋蛸殻町1-17-2  
ライオンズマンション日本橋312号  
電話 5623-6927

渡辺 英樹 同上

〈事務所電話番号〉

江島 昌之 電話 5640-5540  
松木謙一郎 電話 050-8002-8237  
石田 俊也 電話 5641-5744

〈転出〉

大畑 智宏 京橋支部へ  
荅 秀明 麴町支部へ  
松丸 洋行 麻布支部へ  
松丸 ゆき 〃

〈退会〉

石井 銅 千葉県会へ  
多田 英主 東京地方会へ  
横山 三郎 業務廃止

編集後記

明けましておめでとうございます。

今年は暦の上では「庚寅」にあたります。庚の字は同音の「更」に繋がり植物の生長が止まって、新たな形に変化しようとする状態を意味すると言われています。

昨年には政権交代が実現し、結果はともかく私達の眼に見える形で変化が起こってきています。

経済は円高によるデフレ傾向が一段と強まり、底の見えない不安感に満ちている状況にあります。

しかし、「庚」の年にふさわしく、新たに見直す、変えていくチャンスOfYearでもあります。希望を持って立ち向かいましょう。

今年も恒例の「年男男女女」、研究論文と会員の皆様の力作が揃い、新年号にふさわしい内容となりました。ありがとうございました。姉崎署長様にもご多忙のところご寄稿いただき御礼申し上げます。

これから超繁忙期を迎えて新形インフルエンザの流行が心配されます。お体ご自愛ください。

\*第124号原稿締切 平成22年3月末日

\*発行予定 平成22年5月1日

編集委員：高橋美津子 高木武彦 小出純江  
櫻井和儀 小畑孝雄 鈴木幸信 梅田文江

## 東京商工会議所の

## 無担保・無保証人融資（マル経融資）のご案内

～ 先生ご自身・顧問先事業所様の事業資金にご活用下さい！ ～

「マル経融資」は小規模事業者の方々の経営をバックアップするために、無担保・無保証人で（保証協会の保証も不要）商工会議所の推薦に基づき融資される国（日本政策金融公庫）の融資制度です。

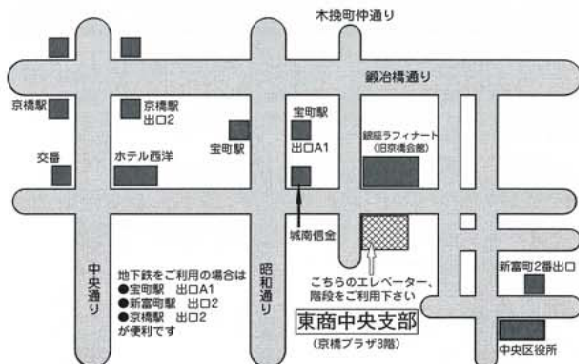
## ＜融資対象となる方＞

- 従業員20人以下（商業・サービス業は5人以下）の法人・個人事業主の方  
（パート・アルバイト、法人企業の役員・家族従業員等は人数から除きます）
- 最近1年以上、同一商工会議所の地区内で事業を営んでいる方
- 商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいる方
- 税金（所得税・法人税・事業税・住民税等）を完納している方 等

## ＜ご用意いただく書類＞

- 個人事業主の方
  - ・前年・前々年の青（白）色決算書および確定申告書（控）
  - ・所得税・事業税・住民税の領収書又は納税証明書
  - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等
- 法人企業の方
  - ・前期・前々期の青（白）色決算書および確定申告書（控）
  - ・（決算後6か月以上経過の場合）最近の試算表
  - ・法人税・事業税・法人住民税の領収書又は納税証明書
  - ・商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
  - ・（設備資金をお申込みの場合）見積書・カタログ 等

※不動産をお持ちの方で新規申込の場合は、現在の権利関係が記載されている不動産謄本の提示をお願いします。  
 ※必要に応じて追加資料をお願いする場合がございます。  
 ※東商会員・非会員を問わずご利用いただけます。



## 融資の条件

## 資金使途

運転資金  
設備資金

## 融資限度

1,500万円

## 返済期間

運転資金 7年以内  
設備資金 10年以内

担保  
保証人

不 要

（保証協会の保証も不要です）

## 利 率

年1.85%

（平成21年12月9日現在）

- 利率は金融情勢によって変わります。
- 中央区より支払利子の30%を補助！
- 審査の結果ご希望に添えない場合がございます

※上記の融資限度額、返済期間の取り扱いは、平成22年3月31日の日本政策金融公庫受付分までとなります。

## 経営に関するお悩み承ります（要予約）

弁護士による無料 法律相談

毎月第3火曜日 午後1時～4時

税理士による無料 税務相談

1月、2月 第2・4水曜日 午後1時～4時

2/17～19、3/3～5 午前10時～午後4時

【お問い合わせ・お申し込み】

東京商工会議所 中央支部

〒104-0061

中央区銀座1-25-3 区立京橋プラザ3F

TEL 3538-1811

時間にとり、  
気持ちにとり。  
そして、関与先との  
強いつながりのために。



## 税理士協同組合の報酬自動支払制度

税理士報酬専門の口座振替による自動集金システムです。  
e-NET (オンライン型) と POST (郵送型) の2つの方式から選べます。

税理士協同組合事務代行政社

株式会社 日税ビジネスサービス

TEL 0120-155-551

URL <http://www.nichizei.com/nbs/hs/>

〒163-1588 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

顧問料  
の集金

税理士界ひとすじの  
実績と信頼で、  
不動産案件に守秘・誠実対応!

不動産  
の売買

売却・購入

相続

不動産M&A

広大地評価

鑑定評価

有効利用

不動産のことなら  
なんでも  
ご相談ください。



税理士協同組合指定会社

株式会社 日税不動産情報センター

TEL 03-3346-2220

URL <http://www.nichizei.com/nf/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階

保障の幅が広がって  
もっと頼れる医療保険、  
新登場!!

医療保険

もっと頼れる医療保険

**新EVER**

エヴァー

VIP大型総合保障制度

全税共会員の皆様は  
「集団取扱」で  
保険料が割安!

1 病気もケガも一生保障します!

保障は途切れることなく、一生継続します。  
1泊2日はもちろん、日帰り(1日)入院も保障し、  
1回の入院は、最高60日まで保障します。



2 手術の範囲が広がりました!

健康保険が適用となる約1,000種の手術を保障。  
「入院ありの手術」はもちろん、「入院なしの手術」や  
放射線治療を受けたときも保障します。  
健康保険制度適用外の先進医療を受けたときには  
一時金をお支払いします。



★詳しくは、パンフレット(契約概要)をご覧ください。

引受保険会社/アフラック 首都圏総合支社 TEL.03-3344-1580

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエストビル17階 AF069-2009-0362 11月2日

お問い合わせ先 ■全税共保険取扱代理店

募集代理店 株式会社 共栄会保険代行

TEL 0120-922-752

URL <http://www.nichizei.com/khd/>

〒163-1529 東京都新宿区西新宿1丁目6番1号 新宿エルタワー29階



VIP大型総合保障制度

団体長期障害所得補償保険

あなたが病気やケガで働けなくなった時、収入を維持していくための保険です。しかも、1~2年の短期補償ではなく最長70歳まで毎月保険金をお支払いする超長期補償です。

◎保険料は団体割引30%(全税共のスケールメリット)適用。

■税理士協同組合

組合員の先生・事務所勤務の皆さま 専用

集団扱 自動車保険・火災保険

◎年払：一般でのご契約より保険料が5%割引となります。

(集団扱一括払による割引)

集団扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細については、取扱代理店またはお近くの損保ジャパンにお問い合わせください。



引受保険会社/株式会社 損害保険ジャパン 営業開発第二部 第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL.03-3349-4034 SJ08-01823(2008.5.5)

お問い合わせ先 ■全税共・税理士協同組合指定代理店

株式会社 日税サービス

TEL 03-5323-2111

URL <http://www.nichizei-net.com>

〒163-0709 東京都新宿区西新宿2丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング9階



# トナーカートリッジ斡旋事業

地球環境に  
優 しい リサイクルトナーで経費削減

リサイクルトナーカートリッジ  
回収→再生→お届けまで

リサイクルトナーカートリッジは、ユーザーから使用済みカートリッジをお預かりして消耗品の交換やトナーの再充填を行った上で元の使用者に届けるため、製造コストが安く、メーカー純正品の3分の1程度の価格で供給が可能です。

また使用済みのカートリッジを3～5回再生使用することにより、原油の使用量や有害物質の排出量の削減につながり、地球環境の保護にも役立つものです。



現在、レーザープリンターでモノクロを1枚印刷すると、その単価は紙代やトナー代を含めておよそ1枚7円程度。これをリサイクルトナーカートリッジを使うことによってその単価をおよそ1円程度に抑えることが可能となりました。

使ってみませんか、リサイクルトナーカートリッジ！

純正品の約1/3の価格、  
純正品と同様の印字状態を実現

## 純正トナーカートリッジ コスト比較 リサイクルトナーカートリッジ

＜EPSON LPA3ETC13の場合＞ トナーカートリッジは3回までリサイクル可  
(定価 ¥42,000、組合員価格 ¥33,600)

●例① 新品の純正品を4回使用したときの例

| 新品純正品   | 新品純正品   | 新品純正品   | 新品純正品   | 計        |
|---------|---------|---------|---------|----------|
| ¥33,600 | ¥33,600 | ¥33,600 | ¥33,600 | ¥134,400 |

●例② 新品の汎用品を1回使用し、以後同品を3回リサイクルして使用したときの例

| 新品汎用品   | リサイクル   | リサイクル   | リサイクル   | 計       |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| ¥25,725 | ¥12,495 | ¥12,495 | ¥12,495 | ¥63,210 |

差額  
(削減コスト)  
¥71,190

＜CANON EP-65の場合＞ トナーカートリッジは5回までリサイクル可  
(定価 ¥42,000、組合員価格 ¥29,820)

●例① 新品の純正品を6回使用したときの例

| 新品純正品   | 新品純正品   | 新品純正品   | 新品純正品   | 新品純正品   | 新品純正品   | 計        |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------|
| ¥29,820 | ¥29,820 | ¥29,820 | ¥29,820 | ¥29,820 | ¥29,820 | ¥178,920 |

●例② 新品の汎用品を1回使用し、以後同品を5回リサイクルして使用したときの例

| 新品汎用品   | リサイクル  | リサイクル  | リサイクル  | リサイクル  | リサイクル  | 計       |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| ¥12,050 | ¥9,030 | ¥9,030 | ¥9,030 | ¥9,030 | ¥9,030 | ¥67,200 |

差額  
(削減コスト)  
¥111,720

※トナーカートリッジのリサイクル可能回数は機種により異なります。(モノクロ/通常3～5回、カラー/1回)

純正品のトナーカートリッジもお求めやすい価格になりました

- ・商品は、代金引換での発送になります。(振込ご希望の方はお問い合わせください)
- ・送料、回収費用、代引き手数料は無料です。
- ・再生品のお届けには、10日前後を要しますので、予備のカートリッジをお持ちすることをお勧めいたします。
- ・トナーカートリッジの再生は、機種により3～5回となります。(カラー機種は1回)
- ・新品(純正品・汎用品)も、組合員価格でお取り扱いいたします。
- ・製品に不具合が発生した場合は、代替品の発送をもって対応させていただきます。

お問い合わせ・お申し込み先／(株)日税ビジネスサービス TEL 03(3361)5555

東京税理士協同組合

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1 東京税理士会館 別館2階 TEL 03(5363)2011(代) <http://www.tozeikyo.or.jp>



▲支部長  
による始球式



▲ ボウリング大会受賞者

▶  
第一ブロックリーグ最終戦



▼ 中央都税事務所との連絡協議会



▲ 署との定例連絡協議会 ▶



◀ 税を考える週間 ▶

